

令和 2 年度
岸和田っ子を地域ではぐくむ居場所づくりプロジェクト
助成金 募集要領

はじめに

岸和田市社会福祉協議会では、平成 28 年度から、子どもの孤食を防ぐことを第一義の目的としながら、世代を越えた住民同士が集い、交流することで、課題の早期発見と予防を目指すための地域の居場所づくりを市民と協働で進めています。

平成 29 年度からは、この居場所の設置、運営にかかる費用について、赤い羽根共同募金の配分を活用して助成を行い、取り組みを支援しています。

1. 助成内容について

【申請できる団体】

岸和田市内に活動拠点を置き、子どもを中心とした地域の居場所（以下「居場所」といいます）を新たに設置・運営する又は既に運営している下記の市民活動団体

- (1) 地区福祉委員会（単位町会での申請も可）
- (2) 市民協議会
- (3) 町会・自治会
- (4) 老人クラブ（単位町会での申請も可）
- (5) 婦人会（単位町会での申請も可）
- (6) 子ども会（単位町会での申請も可）
- (7) PTA（校区単位での申請も可）
- (8) 青少年指導員協議会（校区単位での申請も可）
- (9) 青年団協議会（単位町会での申請も可）
- (10) 会則を整備している任意団体（ボランティアグループ・公民館等公共施設使用団体等）
- (11) 特定非営利活動法人
- (12) 公益社団法人
- (13) 一般社団法人
- (14) 防災福祉コミュニティ（単位町会での申請も可）

※ただし、次の団体は助成の対象の対象外とします。

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- (2) 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った団体
- (3) 過去に他の助成金で不正を行った団体
- (4) 株式会社等の営利事業を目的に設立された団体
- (5) 特定の政治的・宗教的活動を目的としている団体
- (6) 役員規定や、意思決定の流れなどを記載した会則を持たない団体

【助成の対象となる居場所について】

食事の提供を行うと共に、場所での交流を通じて地域からの孤立を防ぎ、生活課題の予防と早期発見が可能となることを目的として、世代を越えた住民同士が交流できるよう設置され、以下の（１）～（７）に掲げる条件をすべて満たしていることが条件です。
※新規事業を優先します。

- （１）営利や政治的、宗教的活動を目的としないものであること
- （２）サークル活動や集会等特定の目的に使用されるスペースではないものであること
- （３）別表に定める市民活動団体が主体となって運営するもので、地域の集会所、空家、商店街空店舗等を利用するなどして、地域の誰もが自由に、気軽に利用できるように設置されているスペースであること（公園等の屋外は対象外とする）
- （４）活動中運営スタッフが常駐しており、安全を配慮した人の配置が行われていること
- （５）月１回以上実施していること
- （６）岸和田市内に居住する地域住民５名以上を含めた参加者が見込まれること
- （７）飲食費や材料費程度の実費負担を除き、無料であること

【助成対象経費】

事業に必要と認められる次の経費で、助成対象期間中に支出が完了するものに限りま

経 費 の 種 類 等	内 容
食材費	居場所での食事の提供に必要な食材費 (1回あたりの上限金額) ①参加者 10 人以下 2,000 円 ②参加者 11~20 人 3,000 円 ③参加者 21 人以上 5,000 円
改修費	居場所の設置に際して必要な拠点整備に係る改修費（キッチン等）※上限 100,000 円
広報費	居場所の啓発に必要なチラシ・ポスター代、プログラムに必要なレジュメ等印刷費
使用料及び賃借料 ※月 1 回以上開催が条件	居場所運営に必要な家賃・水道、光熱費 ※1 回あたりの上限は 1,000 円
備品購入費	居場所の立ち上げ時および運営に必要な調理器具、食器、エプロン等の備品等の購入費 ※立ち上げ時に限り上限 100,000 円、運営に必要な備品に関しては上限 50,000 円
通信・運搬費	居場所の啓発に必要なチラシ・ポスターの発送費用等 年間上限 3,000 円
研修費	居場所の運営スタッフのスキルアップのための研修会開催時の講師の謝礼および旅費、研修受講、視察研修に必要な参加費および旅費 ※講師の氏名・謝礼・交通費の金額について、申請時に簡単な企画案を作成の上、調整が必要です。 ※外部研修受講に係る参加費および旅費に関しては

	1 拠点あたり 3 名までとします。
保険料	居場所の運営の際にかかるボランティア・市民活動行事 保険代
交通費	学生ボランティアやカウンセラーなどの資格保有者の交 通費実費 年間上限 30,000 円
その他	その他交付が必要と認められるもの

【活動助成限度額】

1 拠点あたり 50 万円以内

※令和 2 年度予算の範囲で助成

【助成対象事業期間】

令和 2 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

2. 申請手続きについて

【申請に必要なもの】

申請に際しては、以下の書類を社会福祉協議会の事務局までご提出ください。

- (1) 岸和田っ子を地域ではぐくむ居場所づくりプロジェクトに係る助成金申請書
(様式 1 号)
- (2) 岸和田っ子を地域ではぐくむ居場所づくりプロジェクトに係る助成金交付請求書
(様式 3 号)
- (3) 居場所を運営する団体の会則 (必ず住民が参加していることが条件です。)
- (4) 既に居場所を運営している団体については、拠点実施の告知チラシ等活動内容が
わかるもの
- (5) (1 万円以上の備品購入希望の場合) 購入希望備品の見積書

【申請受付期間】 令和 2 年 4 月 8 日 (水) ～ 12 月 25 日 (金)